

9月13日の本会議において福祉教育常任委員会に付託を受けました議案第49号から議案第52号及び議案第72号から議案第77号の10議案について、9月24日に開催した委員会の審査結果を報告します。

議案第49号は、令和2年4月より、湖南省立阿星保育園、三雲保育園、水戸保育園、石部幼稚園、石部南幼稚園および菩提寺こども園の6園について、民間にその運営を移管することに伴い、条例等の所要の改正を行うものとの説明を受けました。

主な質疑は次のとおりです。

民間へ移管する際の保育士の処遇が曖昧である。保育士の立場に立てば、選択肢は民間に移管される6園、公立園の4園のうちどこに希望するかであり、雇用条件、給与、報酬により決められるが、あまりにも処遇に差が生じることがあっては選択ができない。公平に選択できる条件になっているのか。市として責任を持って対応しているのか。公立園の会計年度任用職員制度の給与が確定し、民間の給与と比べて公平となっているか。確定していなければ、民間と公立の給与について比べようがない。民間の中で会計年度任用職員制度よりも低い条件があるというのは、保育士の処遇に対し市が責任を持っているとは言えない。移管する民間の中に株式会社があるが、利益を求める企業に対して、利益が出なければ人員削減などがおこることに対応できるのか。子育て世代の親にとっては、民間移管であっても、市が責任を持って保育行政を進めるべきで、待機児童をなくすことや、子どもを安心して保育園、こども園、幼稚園に預けられることが求められるのではないかとの質疑に対して明確な答弁がなく、今回の審査では、現状の市の対応は曖昧であり、もう一度、民間4団体との協議を詰め、条例制定にふさわしい状況を作ることを求めて、議案第49号湖南省立保育園設置条例及び湖南省立認定こども園条例の一部を改正する等の条例の制定については、継続審査とすることに決定しました。

議案第72号から議案第77号財産の無償譲渡についても、議案第49号の審査の結果から、関連する議案であり、同じく継続審査とすることに決定しました。

議案第50号については、平成31年厚生労働省令第49号の公布を受け、連携施設の確保について経過措置等の改正を行うものとの説明を受けました。

議案第51号については、令和元年内閣府令第7号、第8号の公布を受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、確認基準の改正及び幼児教育無償化による副食費の徴収等について規定するものとの説明を受けました。

議案第50号及び議案第51号については、いずれも質疑はありませんでした。

議案第52号については、ひとり親を含めた経済的困窮者世帯への支援施策が、子どもの年代ごとに展開され、保育の無償化も始まり、手当を非課税のひとり親世帯に支給するのではなく、必要な家庭に必要なに応じて総合的に子育て支援を拡充し、子育てしやすい環境を整え、ひとり親家庭の自立の促進に事業展開を図ることとし、事業を終了するものとの説明を受けました。

主な質疑は次のとおりです。

この条例を廃止して、具体的にどのような支援策を拡充するのかとの質疑に対し、中学校卒業時の支援として、3万円の支度金の支給、養育費の支払いのない方には、養育費保証利用補助金を新たに提案していると答弁がありました。

各議案とも討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第50号湖南省家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第51号湖南省特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第52号湖南省ひとり親等子育て応援手当支給条例を廃止する条例の制定についての3議案については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。